

保高第1675号
平成25年2月14日

各小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局
高齢者・障がい者部高齢者施設支援課長
(在宅サービス指導係)

小規模多機能型居宅介護における防火安全体制の徹底及び点検について(依頼)

既にご存じのとおり、平成25年2月8日夜、長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しております。

各事業所における防火安全対策につきましては、日頃から、集団指導、各種通知等により、十分な配慮をお願いしているところですが、この度、別添の厚生労働省通知「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」を受けて、改めて下記のとおり各事業所における防火安全体制を徹底するほか、その内容について再度確認していただきますようお願いいたします。

併せて、今回の事故を受け、グループホームに加えて、小規模多機能型居宅介護事業所における防火安全体制に関し調査を実施いたしますので、下記のとおり貴事業所の現状についてご回答をお願いいたします。

記

1 防火安全体制の徹底について

(1) 非常災害対策の適切な実施

- ① 消防計画等、非常災害に関する具体的計画を策定すること。
- ② 非常災害時の関係者への通報、連絡体制を定めること。
- ③ 運営規程及び消防計画等に基づいて、定期的な避難訓練を実施すること。
- ④ 計画の内容、非常災害時の連絡体制等に関して、従業者へ周知すること。
- ⑤ 防火管理者を定める等、日頃から事業所における防火安全体制を徹底すること。

(2) 地域住民等との連携

運営推進会議において、事業所における非常災害対策がより効果的になるよう、下記の項目等をテーマとして取り上げ、地域の自治(消防)組織、消防署等と協議するなど、日頃から地域との関わりを強める取組みに努めること。

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定、その運用に関すること。
- ② 非常災害時の関係者への通報、連絡体制の構築に関すること。
- ③ 定期的な避難訓練の実施に関すること(地域住民の避難訓練への参加を含む。)

④ 地域における非常災害時の協力に関すること。

(3) 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な実施

スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備、避難器具等の設置、定期的な点検等を適切に行うこと。

※ 本市では、スプリンクラー設備の設置義務の基準に満たない小規模多機能居宅介護事業所においても、当該整備費を対象とする補助事業を実施しております。まだ設置されていない事業所は、早期の設置をご検討いただくなど、積極的な取組みをお願いいたします。

2 防火安全体制に関する調査について

(1) 調査項目等

別紙「小規模多機能型居宅介護における防火安全体制に関する緊急調査」とおり

(2) 回答方法

Fax もしくは E-Mail

(3) 回答期限

平成25年2月21日（木）まで

3 添付資料

(1) 調査票「小規模多機能型居宅介護における防火安全体制に関する緊急調査」

(2) 厚生労働省通知「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（平成25年2月12日付）

(3) 福岡県通知「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について（依頼）」（平成25年2月13日付）

(4) (参考) 福岡市通知「地域密着型サービスの運営に関する基準等の改正について」（平成22年10月5日付）

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢者・障がい者部

高齢者施設支援課 在宅サービス指導係

担当：松田・吉川

電話：092-711-4257 FAX：092-726-3328

E-mail kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp